

川崎市交通局職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱

平成 29 年 4 月 1 日
28 川交庶第 991 号

川崎市交通局におけるハラスメントの防止に関しては、川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱（平成 11 年 3 月 23 日 10 川総人第 508 号。以下「市要綱」という。）の規定（第 6 条及び第 10 条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「交通局長」と、第 8 条中「相談員及び苦情相談の処理に関与する職員」とあるのは「苦情相談の処理に関与する職員」と、第 9 条第 1 項中「市長」とあるのは「交通局長」と、第 9 条第 2 項中「苦情相談窓口又は次条に定めるハラスメント防止対策委員会」とあるのは「市要綱第 6 条第 1 項に定める苦情相談窓口又は市要綱第 10 条に定めるハラスメント防止対策委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。